

第百五十四回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 四 号

平成十四年三月二十六日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 奥田 建君 理事 牧 義夫君

理事 西 博義君 理事 樋高 剛君

理事 小淵 優子君 理事 奥谷 通君

理事 木村 隆秀君 理事 小泉 龍司君

理事 小林 興起君 理事 田中眞紀子君

理事 西川 公也君 理事 原田昇左右君

理事 菱田 嘉明君 理事 三ッ林隆志君

理事 五島 正規君 理事 近藤 昭一君

理事 田端 正広君 理事 武山百合子君

理事 藤木 洋子君 理事 金子 哲夫君

理事 原 陽子君

環境大臣 大木 浩君

環境副大臣 山下 栄一君

環境大臣政務官 奥谷 通君

環境委員会専門員 鮑田 賢一君

三月十九日

土壌汚染対策法案(内閣提出第二十七号)

は本委員会に付託された。

三月十三日

地球温暖化問題への対応に関する陳情書(大阪
市北区中之島六の二の二七 秋山喜久)(第三一
号)

は本委員会に参考送付された。

第一類第十一号 環境委員会議録第四号 平成十四年三月二十六日

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

土壌汚染対策法案(内閣提出第二十七号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、土壌汚染対策法案を議題といたしま
す。
趣旨の説明を聴取いたします。大木環境大臣。

土壌汚染対策法案

(本号末尾に掲載)

○大木國務大臣 ただいま議題となりました土壌
汚染対策法案につきまして、その提案の理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染
された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌か
ら有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等
により人の健康に影響を及ぼすおそれがありま
す。

この土壌汚染につきましては、これまで明らか
になることが多くありませんでしたが、近年、企
業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な
汚染調査の実施等に伴い、重金属、揮発性有機化
合物等による土壌汚染が顕在化してきておりま
す。特に最近における汚染事例の判明件数の増加
は著しく、ここ数年で新たに判明した土壌汚染の
事例数は、高い水準で推移してきております。

これらの有害物質による土壌汚染は、放置すれ
ば人の健康に影響が及ぶことが懸念されることか
ら、これらの土壌汚染による人の健康への影響の
懸念や対策の確立への社会的要請が強まってお
り、このような状況を踏まえ、国民の安全と安心
を確保するため、こうした土壌汚染の状況の把

握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する
措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とし
る本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、御
説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、土壌の特定有害物
質による汚染の状況の把握に関する措置及びその
汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措
置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を
図り、もって国民の健康を保護することとしてお
ります。

第二に、土壌汚染の状況を的確に把握するた
め、有害物質の製造、使用または処理をする施設
であって、使用が廃止されたものに係る工場また
は事業場の敷地であつた土地の所有者等は、その
土地の土壌汚染の状況について、環境大臣が指定
する者に調査させて、その結果を都道府県知事に
報告すべきものとするとともに、都道府県知事
は、土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずる
おそれがある土地があると認めるときは、その土
地の土壌汚染の状況について、その土地の所有者
等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、
その結果を報告すべきことを命ずることができ
ることとしております。

第三に、土壌汚染の状況の調査の結果、その土
地の土壌汚染の状態が一定の基準に適合しない場
合に、その土壌汚染の管理を適切に図るため、都
道府県知事は、その土地の区域を指定区域として
指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調
製し、保管すべきこととしております。

第四に、土壌汚染による人の健康に係る被害の
防止を図るための措置として、都道府県知事は、
指定区域内の土地について、土壌汚染により人の
健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあ
ると認めるときは、その土地の所有者等以外の者

の行為によって汚染が生じたことが明らかであつ
て一定の場合には、その行為をした者に対し、そ
れ以外の場合には、その土地の所有者等に対し、
汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずること
ができることとしております。あわせて、この命
令を受けた所有者等は、その汚染が他の者の行為
によるものであるときは、その行為をした者に対
し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求する
ことができる旨を規定しております。また、指定
区域内において土地の形質の変更をしようとする
者にその施行方法等を都道府県知事に届け出るこ
とを義務づけるとともに、都道府県知事は、その
届け出に係る施行方法が一定の基準に適合しない
と認めるときはその計画の変更を命ずることがで
きることとしております。

第五に、本法に基づく土壌汚染の状況の調査を
行う者として環境大臣が指定する指定調査機関に
ついて、その指定手続、土壌汚染の状況調査の義
務等の所要の規定を設けることとしております。

第六に、環境大臣は、指定区域内の土地におい
て汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を
行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務
を適正かつ確実に行うことができると認められる
者を、指定支援法人として指定することができる
ものとし、指定支援法人は、その業務に関する基
金を設け、政府から交付を受けた補助金と政府以
外の者からの出捐金をもってこれに充てることと
しております。

このほか、環境大臣及び都道府県知事による報
告及び検査、国の援助、国民の理解の増進、必要
な罰則等に関し、所要の規定を設けることとして
おります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容
の概要であります。

（措置命令）
第七條 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該

土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その行為を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第四条第二項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該調査等」及び「当該調査」とあるのは、「当該汚染の除去等の措置」と読み替へるものとする。

4 第一項 第二項又は前項において読み替へて準用する第四条第二項の規定によつて講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、環境省令で定める。

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

第八条 前条第一項の命令を受けた土地の所有者等は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該汚染の除去等の措置に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該汚染の除去等の措置を講じ、かつ、その行為をした者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該汚染の除去等の措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第九条 指定区域内において土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更を定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項又は第二項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置として行ふ行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 指定区域が指定された際に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為

2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更を着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十

四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第五章 指定調査機関

（指定の申請等）

第十条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査を行おうとする者の申請により行ふ。

2 環境大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（指定の基準）

第十二条 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

（事業所の変更の届出）

第十三条 第三条第一項の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）は、土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（土壤汚染状況調査の義務）

第十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査を行わなければならない。

3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

（適合命令）

第十六条 環境大臣は、指定調査機関が第十二条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（業務の廃止の届出）

第十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、環境省令で定めるとこ

るにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け
出なければならぬ。

2 環境大臣は、前項の届出があったときは、そ
の旨を公示しなければならない。

(指定の失効)

第十八条 指定調査機関が土壌汚染状況調査の業
務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、
その効力を失う。

(指定の取消)

第十九条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号
のいずれかに該当するときは、第三条第一項の
指定を取り消すことができる。

一 第十一条第一号又は第三号に該当するに
至ったとき。

二 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定
に違反したとき。

三 第十四条第三項又は第十六条の規定による
命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の指定を受
けたとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消
したときは、その旨を公示しなければならない。
い。

第六章 指定支援法人
(指定)

第二十条 環境大臣は、民法(明治二十九年法律
第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条
に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適
正かつ確実に行うことができるものと認められ
るものを、その申請により、全国を通じて一個に
限り、支援業務を行う者として指定することがで
きる。

2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該
指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)
の名称、住所及び事務所の所在地を公示しな
ければならぬ。

3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所
の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、
その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

4 環境大臣は、前項の届出があったときは、そ
の旨を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定支援法人は、次に掲げる業務を
行うものとする。

一 指定区域内の土地において汚染の除去等の
措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共
団体に対し、政令で定めるところにより、助
成金を交付すること。

二 土壌汚染状況調査又は指定区域内の土地に
おける汚染の除去等の措置若しくは土地の形
質の変更(次号において「土壌汚染状況調査
等」という。)について、照会及び相談に応
じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 土壌汚染状況調査等の適正かつ円滑な実施
を推進するため、土壌の特定有害物質による
汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を
普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行う
こと。

(基金)

第二十三条 指定支援法人は、支援業務に関する
基金(次条において単に「基金」という。)を設
け、同条の規定により交付を受けた補助金と支
援業務に要する資金に充てることを条件として
政府以外の者から出せられた金額の合計額に
相当する金額をもってこれに充てるものとな
る。

(基金への補助金)

第二十三条 政府は、予算の範囲内において、指
定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助す
ることができる。

(事業計画等)

第二十四条 指定支援法人は、毎事業年度、環境
省令で定めるところにより、支援業務に関し事
業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の
認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところに
より、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業
報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提
出しなければならない。

(区分経理)

第二十五条 指定支援法人は、支援業務に係る経
理については、その他の経理と区分し、特別の
勘定を設けて整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 指定支援法人の役員若しくは職員又
はこれらの職にあった者は、第二十一条第一号
若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に
掲げる業務(同条第一号又は第二号に掲げる業
務に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘
密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第二十七条 環境大臣は、この章の規定を施行す
るために必要な限度において、指定支援法人に
対し、支援業務に関し監督上必要な命令をする
ことができる。

(指定の取消)

第二十八条 環境大臣は、指定支援法人が次の各
号のいずれかに該当するときは、第二十条第一
項の指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することが
できないと認められるとき。

二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若
しくは処分違反したとき。

三 不正の手段により第二十条第一項の指定を
受けたとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消
したときは、その旨を公示しなければならない。
い。

除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行
い、若しくは行った者に対し、当該土地の状
況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形
質の変更の実施状況その他必要な事項について
報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち
入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去
等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況
を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職
員による立ち入り検査は、土壌の特定有害物質によ
る汚染により人の健康に係る被害が生ずること
を防止するため緊急の必要があると認められる
場合に行うものとする。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に
おいて、指定調査機関又は指定支援法人に対
し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な
報告を求め、又はその職員に、その者の事務所
に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査させることができる。

4 第一項又は前項の規定により立ち入り検査をする
職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係
者に提示しなければならない。

5 第一項又は第三項の立ち入り検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(協議)

第三十条 都道府県知事は、法令の規定により公
共の用に供する施設の管理を行う者がその権原
に基づき管理する土地として政令で定めるもの
について、第三条第三項、第四条第一項、第七
条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規
定による命令をしようとするときは、あらかじめ、
当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。
い。

(資料の提出の要求等)

第三十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成
するため必要があると認めるときは、関係地方
公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説
明を求めることができる。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、この
法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状
況調査に係る土地若しくは指定区域内の土地の
所有者等又は指定区域内の土地において汚染の

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べることが出来る。

(環境大臣の指示)

第三十二条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十七条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることが出来る。

一 第三条第一項の確認に関する事務
二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務

三 第四条第二項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(国の援助)

第三十三条 国は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壌汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(研究の推進等)

第三十四条 国は、汚染の除去等の措置に関する

技術の研究その他土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第三十五条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることが出来る。

第八章 罰則

第三十八条 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反した者

二 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条(前条第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第九条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 第三条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十条から第十二条まで及び第十五条の規定の例により行うことができる。

2 第二十条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壌が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年三月二十九日印刷

平成十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B